

## 国民年金こんなときには届出を！

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

	届出が必要なとき	異 動 の 内 容	持参するもの	提出先
例 1	20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑 年金機構から手続きの案内が来た方はご持参ください。	役場町民課 戸籍年金係
例 2	退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合。)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	・印鑑 ・年金手帳	
例 3	配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 ・年金手帳	

### 《解説》

- ・第1号被保険者とは.....自営業の方や学生、無職の方など。国民年金に加入し、保険料を納める方。
- ・第2号被保険者とは.....会社員や公務員など。厚生年金や共済年金に加入し、保険料は給料やボーナスなどから天引きされます。
- ・第3号被保険者とは.....会社員や公務員に扶養されている配偶者。保険料を納める必要はありません。